

## START:

対象者は被保険者として主として生計を維持されていますか

No

Yes

対象者は、被保険者の  
・配偶者  
・子、孫  
・兄、姉、弟、妹  
・父母、祖父母（直系尊属）  
のいずれかですか？ ※1

No

対象者は、被保険者の  
・三親等以内の親族  
・内縁の配偶者の父母、子  
・内縁の配偶者が亡くなった後の  
父母、子  
のいずれかですか？

No

Yes

被保険者と対象者は同居していますか？

Yes

被保険者と対象者は同居していますか？

No

No

Yes

Yes

対象者の年収は  
・130万円未満  
（60歳以上、障害年金受給者は  
180万円未満）かつ  
・被保険者の年収の1/2未満ですか？ ※2

対象者の年収は  
・130万円未満  
（60歳以上、障害年金受給者は  
180万円未満）かつ  
・被保険者の年収の1/2未満ですか？ ※2

No

Yes

Yes

対象者の年収は  
・被保険者から送金の年額よりも  
少ないですか？

No

Yes

被扶養者として認定できる可能性があります

被扶養者となれません

※1 平成28年10月1日改正

※2 平成28年10月からの短時間労働者の社会保険適用拡大（従業員501人以上の事業者が対象）により、パート等の勤め先の被保険者となる方は、被扶養者としての加入資格はありません。